

大田市告示第78号

大田市子ども家庭総合支援拠点の設置及び運営に関する要綱（令和3年大田市告示第196号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

第3条中「子ども家庭相談室」を「子ども家庭支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。